

法人・個人のメリット、デメリット

(2015年4月現在)

	法人（青色申告）	個人事業（青色申告）
創業手続きと費用	定款作成と登記が必要。 費用は30～40万円前後くらい。 期間は2週間程度かかる。	登記が不要であり、特別に費用は発生しない。 創業手続きには時間がかからない。
営業上の信用度	個人事業と比較して、営業上の信用を得やすい。 従業員の確保がしやすくなる。	会社と比較すると信用を得にくい面があり、法人組織でないと取引に応じ てくれない場合もある。
現金管理・帳簿上の作成	入出金が会社名義で行われることから、個人と会社の現金・預金の区別が 比較しやすい。 帳簿も同様である。	事業のお金と、家庭のお金が混同しやすいので、注意が必要である。
金融機関からの融資	個人と会社が区別されていること、また、経理内容が明確になっているこ と等により、個人事業者よりも融資が受けやすい。 ただし、融資を受ける場合は経営者の保証等を求められることが多い。	会計帳簿の作成状況により決まってくる。
決算期	決算期を自由に選択できる。	1月1日から12月31日までと決まっている。
出資者・経営者の責任の範囲	会社の出資者は出資した金額以上に責任を負うことはない。(有限責任) 仮に会社が倒産した場合でも、出資者は借金の返済等が求められることは ない。 経営者も同様に会社が倒産しても、会社の借金を返済する必要はないが、 会社の借金の保証等を行っている場合は別である。	個人事業主の場合は、事実上の責任は全て個人の責任となるため、事業が うまくいかなくなった場合でも個人の責任が追求される。(無限責任)
社会保険への加入	会社は社会保険に必ず加入することになっているので、役員及び家族従業員 は必然に加入することになる。	社会保険の加入は従業員が対象で、事業主及び家族従業員は国民健康保 険・国民年金に加入することになる。 原則、従業員が5名以下なら任意加入。
経営者の給料	原則として毎月定額の役員報酬は会社の経費になり、かつ、経営者は受け 取った役員報酬から給与所得控除が受けられる。 一般的には経営者の報酬と個人事業の利益が同額であった場合、給与所得 控除の分だけ、税金が少なくなる。	収入から経費を引いたものが事業の利益となる。 青色申告の場合は、65万円の特別控除がある。

	法人（青色申告）	個人事業（青色申告）
家族への給与	役員又は従業員として給与を支払うことができる。給与が103万円以下の場合、配偶者控除・扶養控除の適用が受けられる。	青色申告の場合、届出をすることにより給与を支払うことができる。ただし、給与が103万円以下であっても、配偶者控除・扶養控除の対象とはならない。
生命保険料の取扱い	一部または全額が損金に算入される。	事業主の生命保険料は損金に算入されない。
役員の退職金	適正な額であれば、損金に算入される。	事業主や専従者の退職金は損金に算入されない。
赤字の取扱い	<p>青色申告の場合、赤字の金額は翌事業年度以後7年間の黒字の金額から控除することができる。（平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額については、9年間繰越ができる。）</p> <p>ただし、平成24年4月1日以後に開始する事業年度での欠損金の控除限度額は、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の80%相当額に制限される。</p> <p>※中小法人等（資本金1億円以下の法人等で、資本金5億円以上の法人による完全支配関係があるもの等以外）については、80%相当額に制限される措置から除外される。</p> <p>中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用が受けられる。</p>	<p>青色申告の場合、赤字の金額は前年支払った所得税の還付を受けるか、翌年以後3年間の黒字の金額から引くことが出来る。</p>
交際費	<p>期末資本金1億円以下の法人は、①交際費のうち、飲食費等の50%を除いた金額または②年800万円までのいずれかが経費となる。</p> <p>期末資本金1億円超の法人は、交際費のうち、飲食費等の50%の金額が経費となる。</p> <p>※26年4月1日以後開始事業年度より</p>	事業に関連する交際費は全額経費になる。
消費税の課税事業者の判定	<p>資本金1,000万円未満であれば、創業事業年度及び翌事業年度について免税事業者になる。</p> <p>1年目の課税売上高が1,000万円を超えると、3年目は課税事業者になる。</p> <p>ただし、1年目の売上高や支払給料の金額によっては2年目から課税事業者になる場合もある。</p> <p>資本金が1,000万円以上であれば、設立年度から課税事業者になる。</p>	<p>創業開始年及び翌年については、免税事業者になる。</p> <p>1年目の課税売上高が1,000万円を超えると、3年目は課税事業者になる。</p> <p>ただし、1年目の売上高や支払給料の金額によっては2年目から課税事業者になる場合もある。</p>
住民税均等割	黒字でも赤字でも、最低約7万円の均等割を支払う必要がある。	個人事業を行うことにより、住民税均等割が増加することはない。